

中小企業会計と職業会計人の未来 ——「認定経営革新等支援機関」としての役割——

河 崎 照 行

河 崎 照 行
甲南大学名誉教授
山口県出身
神戸大学大学院経営学研究科博士課程単位取得退学

キーワード

中小企業会計，中小会計要領，認定経営革新等支援機関，職業会計人，中小企業等経営強化法

I. プロローグ

中小企業がわが国経済・社会の基盤を支える存在であることは指摘するまでもない。中小企業はわが国企業数の約99%，従業員数の約70%を占めており，地域経済・社会を支える存在として重要な役割を担っている。中小企業の成長・発展なくして，わが国経済の成長・発展は期待できない。

かかる認識に基づき，中小企業をめぐる経営課題が多様化・複雑化する中，中小企業支援の担い手の多様化・活性化を図るため，2012年8月に「中小企業経営力強化支援法」が施行された。その後，同法律は2016年5月に「中小企業等経営強化法」に名称変更されるとともに，その内容が拡充された。これらの法律の中核をなすのが，中小企業に対して専門性の高い支援業務を行う「経営革新等支援機関」を認定する制度（「認定経営革新等支援機関」制度）である。

認定経営革新等支援機関制度の目的は，「税務，金融および企業の財務に関する専門的知識」と「支援に係る実務経験が一定レベル以上」の個人，法人，中小企業支援機関等（既存の中小企業支援者，金融機関，税理士・税理士法人等）を，経営革新等支援機関として認定し，中小企業に対して「事業計画の策定」等の専門性の高い支援によって，「中小企業の経営力を強化」することにある。これにより，職業会計人（とりわけ，税理士・税理士法人）が中小企業支援に関する専門家として認知され，職業会計人としての新たな事業分野が創出されることとなった。換言すれば，認定経営革新等支援機関としての役割は，職業会計人の未来像を意味するといつてよい。

以上の理解に基づき，本稿の目的は，認定経営革新等支援機関としての職業会計人の役割について検討することにある。本稿の具体的課題は，次の4点である。

- (1) 経営革新等支援業務における会計（中小企業会計）の意義を闡明にすること
- (2) 認定経営革新等支援機関について，中小企業経営力強化支援法と中小企業等経営強化法に則して，創設の経緯を概説すること
- (3) 認定経営革新等支援機関に求められるミッションとアクション，およびその効果を解説すること
- (4) 「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に基づき，認定経営革新等支援機関と

しての職業会計人が果たすべき役割を論じること

II. 会計の機能と中小企業会計の意義

1. 会計の機能

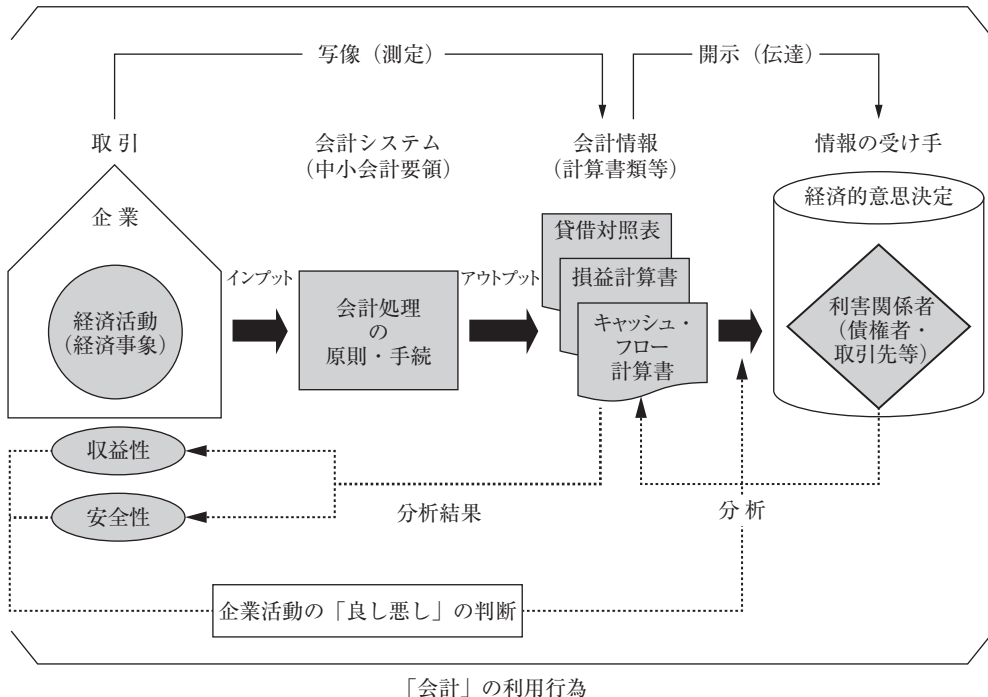
認定経営革新等支援機関の概説に先立ち、経営革新等支援業務における会計の機能を明らかにしておきたい。端的に言って、会計は「ビジネスの『見える化』・『磨き上げ』の手段」であると言ってよい。このことを図形化したのが「図表1」である。この図表では、会計行為は「作成・開示行為」と「利用行為」から構成され、それぞれの行為について、次のことが示されている⁽¹⁾。

- (1) 会計情報の作成・開示行為とは、企業の経済活動（経済事象）を貨幣金額によって写像（または測定）し、それを会計情報

（計算書類等）として提供（開示）する行為をいう。経済事象を写像する装置が会計システム（会計処理の原則・手続）であり、計算書類等は情報の受け手である利害関係者（中小企業の場合、債権者・取引先等）に提供（伝達）される。このことから、会計情報の作成・開示行為は、ビジネスの「見える化」の行為であるといえる。

- (2) 他方、利用行為とは、計算書類等を各種の指標によって分析し、企業の経済活動の「良し悪し」を判断（経済的意思決定）する行為をいう。当該行為は、一般に、財務分析といわれ、企業の経営成績、財政状態およびキャッシュ・フローの適否を判定する技術を総称する。かかる技術を駆使して、経営者は企業の業績向上を図ることになる。このことから、会計情報の利用行為

図表1 ビジネスの「見える化」・「磨き上げ」の手段としての会計
「会計」の作成・開示行為



(出典) 河崎照行『最新 中小企業会計論』中央経済社、2016年、266頁「図表26-1」を一部簡略化して示している。

は、経営者にとっては、ビジネスのブラッシュアップ（「磨き上げ」）の行為とみることができる。

- (3) かくて、会計行為は、企業の経済活動（ビジネス）を「見える化（可視化）」し、その活用によってビジネスを「磨き上げ」る手段であることから、中小企業の成長・発展にとって、「信頼できる計算書類等」の作成・活用が、重要なカギとなる。

2. 「信頼できる計算書類等」と中小企業会計基準

中小企業の信頼できる計算書類等の作成にとって、その基盤をなすのが中小企業会計基準である。周知のように、わが国では、中小企業会計基準として、「中小指針（中小企業の会計に関する指針）」と「中小会計要領（中小企業の会計に関する基本要領）」の2つが公表されている⁽²⁾。とりわけ、中小会計要領は、中小企業の身の丈に合った会計ルールとされ、現在、官

民一体となった普及・活用の取組みが展開されている⁽³⁾。

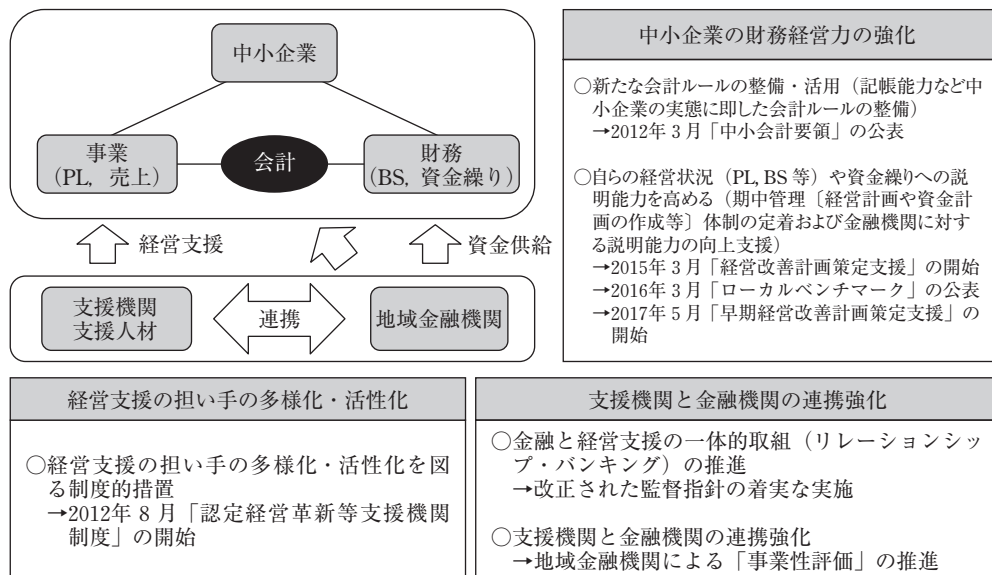
その取組みを法制度面で支えているのが、中小企業等経営強化法である。この法律の目的は、職業会計人を経営革新等支援機関に認定し、信頼できる計算書類等の作成・活用によって、中小企業の経営財務力の強化を支援することにある⁽⁴⁾。このことから、職業会計人は、中小企業経営者に対して、会計（計算書類等）はビジネスに重要な手段であり、中小企業の成長・発展にとって、必要不可欠であることを深く認識させる役割が期待されている。

Ⅲ. 認定経営革新等支援機関の創設の経緯

1. 中小企業経営力強化支援法

認定経営革新等支援機関の制度は、2012年8月に、中小企業経営力強化支援法⁽⁵⁾によって創設された。同法律の骨格を要点的に示したのが「図表2」である⁽⁶⁾。この図表では、次のこと

図表2 中小企業経営力強化支援法の具体的施策の構図



(出典) 中小企業庁「中小企業政策審議会企業力強化部会・中間取りまとめ案【参考データ集】、配付資料（資料5）、2011年（http://www.meti.go.jp/committee/chuki/kigyouryoku/006_05_00.pdf）、およびTKC全国会中小企業支援委員会編者『税理士のための認定支援機関実務ガイド』TKC出版、2019年、11頁を参考に作成している。

が示されている。

- (1) 中小企業に対する経営支援と中小企業金融の円滑化を実現するための中核となるのが「中小企業の財務経営力の強化」である。
- (2) 中小企業の財務経営力の強化にあたっては、(ア)新たな「会計ルール」の整備・活用と(イ)中小企業経営者が自らの経営状況(PL, BS等)や資金繰りへの説明能力を高める必要がある。
- (3) 上記(2)(ア)の新たな会計ルール(記帳能力など中小企業の実態に即した会計ルール)が、2012年3月に公表された中小会計要領である。
- (4) 中小企業経営者は、金融機関や職業会計人の支援を受けながら、中小会計要領の活用により、上記(2)(イ)の期中管理(経営計画や資金計画の作成等)体制を自社に定着させ、金融機関に対する説明能力を高めることが求められる。そのために、①2015年3月に「経営改善計画策定支援」の開始、②2016年3月に「ローカルベンチマーク」の公表、③2017年5月に「早期経営改善計画策定支援」の開始などが行われた。

このように、中小企業経営力強化支援法では、中小会計要領を中核とした中小企業の財務経営力の強化の取組みが、認定経営革新等支援機関等を中心として積極的に展開されることが期待された。

2. 中小企業等経営強化法

その後、中小企業経営力強化支援法の趣旨は、2016年5月に中小企業等経営強化法に引き継がれ、その施策内容が拡充された⁽⁷⁾。中小企業等経営強化法では、認定経営革新等支援機関とその業務を次のように規定している(第32条;下線は筆者)。

(認定経営革新等支援機関)

第三十二条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務(以下「経営革新等支援業務」という。)を行う者であって、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定経営革新等支援機関」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

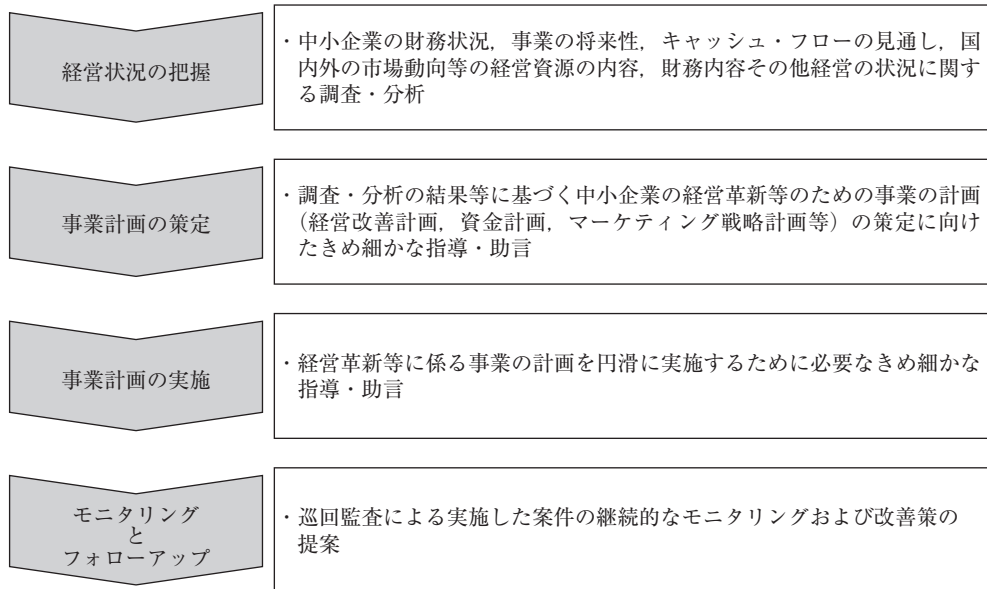
一 経営革新若しくは異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業又は経営力向上を行おうとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二 経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

第32条1項に規定される「経営革新等支援業務を行う者」(経営革新等支援機関)は、法律上、特段の限定はないが、「税務、金融および企業の財務に関する専門的知識」と「支援に係る実務経験が一定レベル以上」の者とされる。具体的には、既存の中小企業支援者(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等)に加えて、税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士等の士業関係者、金融機関を国が認定支援機関として認定することになっている⁽⁸⁾。

また、第32条2項に規定される支援業務の流れを図示したのが「図表3」である。この図表に示すように、支援業務は、①経営状況の把握、②事業計画の策定、③事業計画の実施、④モニタリングとフォローアップによって構成される。

図表3 認定経営革新等支援機関の支援業務の流れ



（出典） 中小企業庁「経営課題を解決します。」（経営サポート）経済産業省（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/2019/download/190130pamphlet.pdf>）を参考に作成している。

さらに、これらの経営革新等支援業務については、上記の活動の費用を支援する経営改善計画策定支援事業に加えて、次のような施策を国が準備している⁽⁹⁾。

- ① ものづくり・商業・サービス支援補助金：生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等に係る費用を補助
- ② 事業承継補助金：事業承継等を契機に新しいチャレンジを行う事業者を支援
- ③ 事業承継税制：後継者が贈与・相続により自社の非上場株式等を取得した場合，贈与税・相続税の納税が猶予される制度

IV. 認定経営革新等支援機関への役割期待

1. ミッションとアクション

認定経営革新等支援機関の支援業務を，ミッションとアクションの形式で示したのが「図表4」である。

この図表に示すように，認定経営革新等支援機関には，①ホームドクター的役割，②専門性の高い支援，③継続的フォローアップ，④地域支援体制の強化，⑤中小企業会計の普及という5つのミッションが期待されている。これらのミッションに対する具体的なアクション（「図表4」の右欄を参照）によって，次のような効果が期待される⁽¹⁰⁾。

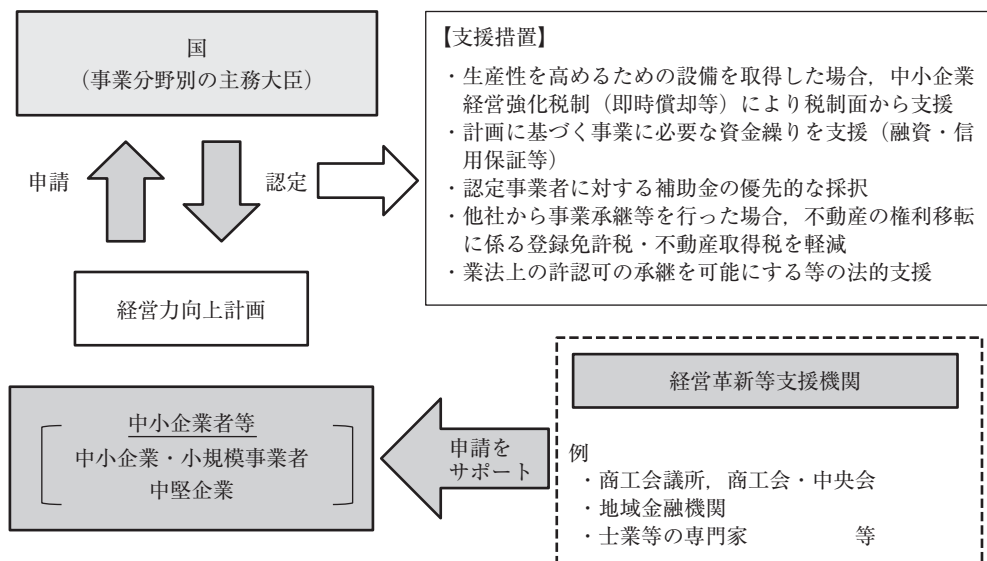
- ① 中小企業に適時・正確な記帳に基づく月次決算体制の構築を支援することにより，経営者の迅速な業績把握および金融機関等に信頼される基礎財務資料のタイムリーな提供を可能にすること
- ② 月次の業績と経営計画・前期業績との比較分析を行い，改善課題を抽出し，その克服のための手段の検討を支援すること
- ③ 企業内外の経営環境を分析し，その分析結果に基づき，健全な企業には新たな中期経営計画，業績不振の企業には現状を打破するための経営改善計画の策定を支援する

図表4 認定経営革新等支援機関のミッションとアクション

ミッション	アクション
① ホームドクター的役割	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業に密着したきめ細かな経営相談 ◆現状把握、経営課題の相談 ◆財務内容、その他経営状況に関する調査・分析
② 専門性の高い支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営改善計画等の策定と着実な実行 ◆中小企業の成長力を促進 ◆公的支援ツールの紹介と活用促進
③ 継続的フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ◆支援案件の進捗状況管理、継続的モニタリング、フォローアップの実施 ◆コンサル機能を発揮した中小企業の経営支援の充実
④ 地域支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆認定支援機関同士のネットワーク構築 ◆外部支援機関との連携体制構築 ◆ユーザーへの支援策浸透と支援策への意見集約
⑤ 中小企業会計の普及	<ul style="list-style-type: none"> ◆中小会計要領等に拠った信頼性ある計算書類等の作成・活用の推奨

(出典) TKC 全国会中小企業支援委員会, 前掲書, 19頁を参考に作成している。

図表5 経営力向上計画のスキーム



(出典) 中小企業庁『経営力向上計画策定の手引き』中小企業庁, 2019年, 1頁。

こと

- ④ 中小会計要領等に基づいた信頼できる計算書類等の作成を支援すること

2. 経営力向上のスキーム

中小企業等経営強化法は、中小企業の経営力を強化するため、「経営力向上計画」策定の支援を認定経営革新等支援機関に求めている。そのスキームを図形化したのが「図表5」であ

る。

このスキームでは、経営力向上計画は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力向上のための実施計画をまとめるものとされている。その結果、認定事業者（中小企業者等）は税制面や金融面で支援等の優遇措置を受けることが可能となる。

V. 認定経営革新等支援機関が果たすべき役割

2019年7月、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」が公表された。この基本方針は、中小企業等経営強化法に基づく各制度について、その内容等を定めると同時に、各認定制度の認定基準としても機能するものである。当該基本方針では、認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項として、「図表6」に示す7項目をあげている（第6の3二）。

これらの事項のうち、「(1)業務内容に関する事項」は、認定経営革新等支援機関としての職業会計人が果たすべき役割の具体的内容と解することができる。以下では、各事項について、その内容を検討してみたい。

1. 継続的なモニタリングの実施

「支援案件の継続的なモニタリングの実施」とは、「経営革新等支援業務を実施した中小企業者等に対する案件の継続的なモニタリングを実施すること」（第6の3二(イ)；下線は筆者）をいう。

支援案件のモニタリングは、作成した経営改善計画が計画どおりに進捗し、経営改善が図られているかどうかを、計画書作成後一定期間を経過した後にチェックすることをいう。改善計画の実現を高めるには、少なくとも月次決算の際などに、職業会計人とともに計画と実績の差異を確認する業績管理の仕組みを構築することが望ましい。その場合、モニタリングは、「財務」、「事業」、「資金（資金繰り）」の3つの側面で行われる必要がある⁽¹⁾。

- ① 財務面：改善計画の結果は、財務の数字に表れる。財務の実績値を計画値と比較するのが、「財務面のモニタリング」である。具体的には、売上高、限界利益額、当期利益等が、計画目標に比べ、どの水準で推移しているかを確認する必要がある。
- ② 事業面：目標が未達成の場合は、その原因を早期に明らかにする必要がある。その

図表6 認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項

認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項 （「中小企業等の経営強化に関する基本方針」（第6の3二））	
(1) 業務内容に関する事項	イ 支援案件の継続的なモニタリングの実施 ホ 信頼性のある計算書類等の作成および活用の推奨 ヘ 「ローカルベンチマーク」の指標に関する認識の共有化と活用の促進 ト 「事業承継ガイドライン」を踏まえた、計画的な事業承継の取組みの促進
(2) 倫理に関する事項	ロ 合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援対象から除外することの禁止 ニ 業務上知り得た秘密の保持
(3) 機関相互の連携に関する事項	ハ 認定経営革新等支援機関相互の連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構等）等の知見の活用と連携

(出典) 河崎照行「『認定経営革新等支援機関』としての職業会計人」『TKC』第568号（2020年5月）、11頁「図表2」。なお、図表中のイ～トは、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」における記号である。

ためには、部門別分析、行動計画の実施状況の確認、経営課題に対する施策の有効性
の見直しなどが必要となる。これらの進捗
状況を把握するのが「事業面のモニタリ
ング」である。具体的には、月次ベース
では、アクションプランをもとに実行の有
無を確認し、その効果の測定を行うなど
して、事業のモニタリングを行い、必要
があれば経営課題の解決策を見直すこと
が望ましい。

- ③ 資金面：資金繰りの管理が「資金面（資金繰り）のモニタリング」である。具体的には、資金繰り実績表、資金繰り予定表、毎月の支払一覧表、入金一覧表をもとに、資金の管理を行う必要がある。

2. ローカルベンチマークの活用

「『ローカルベンチマーク』の活用に関する認識の共有化と活用の促進」とは、「経営革新等支援業務の実施に当たって、『ローカルベンチマーク』の指標をはじめとした財務・非財務の基本事項について中小企業等と認識を共有し、必要な支援策を実施するとともに、中小企業等が『ローカルベンチマーク』を活用することを促すこと」（第6の3二(ホ)；下線は筆者）をいう。

ローカルベンチマーク¹²⁾とは、企業の経営状態の把握（いわゆる「健康診断」）を行うツールとして、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されている¹³⁾。具体的には、ローカルベンチマークは、①「財務情報」（6つの指標）と②「非財務情報」（4つの視点）から構成される。

(1) 財務情報とは、次の6つの指標をいう。

- ① 売上高増加率（売上持続性）、② 営業利益率（収益性）、③ 労働生産性（生産性）、④ EBITDA 有利子負債倍率（健全性）、⑤

営業運転資本回転期間（効率性）、⑥ 自己資本比率（安全性）。

- (2) 非財務情報とは、次の4つの視点をいう。① 経営者への着目（経営理念、経営意欲・後継者の有無など）、② 事業への着目（沿革、技術力・販売力の強み・弱み、IT投資など）、③ 関係者への着目（市場動向、顧客リピート率、主な取引先企業の推移、従業員定着率、取引金融機関の推移など）、④ 内部管理体制への着目（組織体制、事業計画の有無、研究開発体制、経営目標、人材育成など）。

ローカルベンチマークは、これらの財務情報と非財務情報に関する各データを利用して、企業の現在の健康状態を把握し、金融機関や職業会計人等の支援機関が共通のテーブルで会話することにより、中小企業の早期の改善や支援等につなげていく手段である。

3. 事業承継ガイドラインの活用

「『事業承継ガイドライン』を踏まえた、計画的な事業承継の促進」とは、「経営革新等支援業務の実施に当たって、『事業承継ガイドライン』を踏まえて、中小企業に対して計画的な事業承継に向けた取組みを促すことにより、中小企業の事業承継を契機とした経営力向上を支援すること」（第6の3二(ト)；下線は筆者）をいう。

周知のように、中小企業の事業承継は待ったなしの状況である。中小企業庁『事業承継ガイドライン』によれば、中小企業経営者の引退年齢は平均して67～70歳であり、今後5年程度で多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えるとされる¹⁴⁾。ところが、「日本政策金融公庫総合研究所のアンケート調査」によれば、60歳以上の経営者の約5割が「廃業を予定している」と回答している。

このような事業承継の危機的状況を踏まえ、『事業承継ガイドライン』では、「図表7」に示

図表7 事業承継の「5つのステップ」

ステップ		具体的手段
ステップ1	事業承継に向けた準備の必要性の認識	・「事業承継自己診断チェックシート」による準備
ステップ2	経営状況・経営課題等の把握（「見える化」）	・「中小会計要領」に準拠した信頼できる計算書類の作成 ・「事業価値を高める経営レポート（知的資産経営報告書）」に基づく強み・弱みの明確化 ・「ローカルベンチマーク」に基づく客観的な評価
ステップ3	事業承継に向けた経営改善（「磨き上げ」）	・中期経営計画の策定 ・経営改善計画の策定
	親族内・従業員承継	社外への引継ぎ
ステップ4	事業承継計画の策定	マッチング実施
ステップ5	事業承継の実行	M&A等の実行
ポスト事業承継（成長・発展）		

（出典）河崎照行「中小企業の事業承継と税理士の役割」『税研』第36巻第1号（2020年5月）、24頁「図表1」。なお、ステップ4とステップ5の具体的手段は、親族内・従業員承継のケースを例示している。

すように、円滑な事業承継に必要な5つのステップを提示している¹⁵⁾。

これらのステップから理解できるように、事業承継の要諦は、「経営状況・経営課題等の把握（見える化）」（ステップ2）と「経営改善（磨き上げ）」（ステップ3）にある。つまり、事業の「見える化」によって、過去から現在までを振り返り、事業の「磨き上げ」によって、創業者の思い（経営理念）を将来に生かすプロセスが、事業承継のプロセスであり、認定経営革新等支援機関に対する期待は大きい。

4. 認定支援業務は会計が基本

「信頼性のある計算書類等の作成・活用の推奨」とは、「中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが、中小企業の財務経営力の強化に資すると判断する場合には、中小企業者に対し、『中小企

業の会計に関する基本要領』又は『中小企業の会計に関する指針』に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨すること」（第6の3二（ホ）；下線は筆者）をいう。

このように、経営革新等支援機関としての職業会計人には、①中小企業に会計の定着を図ること、②会計の活用を通じた経営力の向上を図ること、③中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保すること、④資金調達力の向上を促進させること、⑤中小企業の財務経営力の強化を図ること、⑥中小会計要領等に拠った信頼できる計算書類等の作成および活用を推奨すること、といった職務が求められている¹⁶⁾。

このことから、認定経営革新等支援機関の支援業務のすべては、信頼できる計算書類等の作成・活用が基本であるといつてよい。

VI. エピローグ

本稿の課題は、認定経営革新等支援機関とし

ての職業会計人の役割を検討することであった。本稿の論点は、次のように要約できる。

- (1) 会計行為は、企業の経済活動（ビジネス）を「見える化（可視化）」し、その活用によってビジネスを「磨き上げる」手段であることから、中小企業の成長・発展にとって、中小企業会計基準（中小会計要領等）に準拠した信頼できる計算書類等の作成・活用が、重要なカギとなる。
- (2) 認定経営革新等支援機関制度の目的は、「税務、金融および企業の財務に関する専門的知識」と「支援に係る実務経験が一定レベル以上」の個人、法人、中小企業支援機関等（既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等）を、経営革新等支援機関として認定し、中小企業に対して事業計画の策定等の専門性の高い支援によって、中小企業の経営力を強化することにある。
- (3) 認定経営革新等支援機関としての職業会計人には、① ホームドクター的役割、② 専門性の高い支援、③ 継続的フォローアップ、④ 地域支援体制の強化、⑤ 中小企業会計の普及といったミッションを果たすことにより、中小会計要領に基づいた信頼できる計算書類等の作成といったアクションを通じて、(ア) 迅速な業績把握、(イ) 金融機関等へのタイムリーな情報提供、(ウ) 経営業績の比較分析、(エ) 中期経営計画・経営改善計画の策定が期待されている。
- (4) 中小企業等の経営強化に関する基本方針で提示された認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項のうち、業務内容に関する4つの事項（継続的なモニタリング、信頼性ある計算書類等の作成・活用の推進、ローカルベンチマークの活用、事業承継ガイドラインの活用）は、認定経営革新等支援機関としての職業会計人が果たすべき役割の具体例を示している。

- (5) 結局、認定経営革新等支援機関としての役割は職業会計人の未来像を示すものであり、職業会計人に対する役割期待は、中小企業経営者に、会計（中小企業会計）の重要性を認識させ、信頼できる計算書類等が中小企業のビジネスにいかにか重要であるかを理解させることに帰着する。

注(1) 武田隆二『会計（第2版）』税務経理協会、1999年、236-238頁。武田隆二『会計学一般教程（第7版）』中央経済社、2008年、4-5頁。河崎照行『最新 中小企業会計論』中央経済社、2016年、265-267頁。

(2) これらについては、次の文献を参照されたい。武田隆二編著『中小会社の会計—中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社、2003年。武田隆二編著『中小会社の会計指針』中央経済社、2006年。河崎、前掲書。

(3) その詳細については、次の文献を参照されたい。河崎照行「『中小会計要領』の普及・活用の現状と課題」『会計』第192巻第3号（2017年9月）、1-14頁。

(4) 坂本孝司『税理士の未来—新たなプロフェッショナルの条件』中央経済社、2019年、160頁。

(5) 本法律の正式名称は、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」であり、その目的は、中小企業の経営力の強化を図るため、① 中小企業の支援事業を行う者を認定し、その活動を後押しするための措置、および② 中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずることにある。認定経営革新等支援機関が関係するのは、前記①の措置である。

(6) 坂本孝司教授によれば、中小企業経営力強化支援法は、「中小企業政策審議会企業力強化部会・中間取りまとめ案」での議論が骨子となっているとされる。その詳細については、次の文献を参照されたい。坂本、前掲書、190-191頁「注(5)」。

(7) 中小企業等経営強化法は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」として制定され、その名称が「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」から

- 「中小企業等経営強化法」に改題された。しかし、当該法律の実質的内容は、中小企業経営力強化支援法の改訂版であるといつてよい。
- (8) 中小企業庁「認定経営革新等支援機関の認定制度について【FAQ集】」, 2019年3月, 6頁 (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2012/download/0830Kaigai-kaisei-36.pdf>)。
- (9) 中小企業庁「経営課題を解決します。」(経営サポート) 経済産業省 (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/2019/download/190130pamphlet.pdf>)。
- (10) TKC 全国会中小企業支援委員会編著『税理士のための認定支援機関実務ガイド』TKC 出版, 2019年, 19頁。
- (11) 同上書, 53-54頁。
- (12) これは, 2016年3月に, 経済産業省が地域企業の経営支援等の参考のために公表した評価指標・評価手法であり, 中小企業経営者と金融機関・認定支援機関等が対話を深めるための基本的な枠組みを示すものである。地域企業評価手法・評価指標検討会「ローカルベンチマークについて中間報告」経済産業省, 2016年。
- (13) 経済産業省「ローカルベンチマーク(通称:ロカベン)」(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)
- (14) この詳細については, 次の文献を参照されたい。中小企業庁『事業承継ガイドライン』中小企業庁, 2016年, 5-7頁。河崎照行「中小企業の事業承継と税理士の役割」『税研』第36巻第1号(2020年5月), 23-28頁。
- (15) 中小企業庁, 前掲ガイドライン, 20-36頁。中小企業庁『事業承継マニュアル』中小企業庁, 2017年, 17-19頁。
- (16) 坂本, 前掲書, 161頁。